

平成25年度事業計画

1 自然再生活動

(1) ボランティアによる自然再生活動

日時	内容	募集人員
6月29日(土)	山取苗の採取、仮植及び津軽峠付近散策(西目屋村)	20人
7月27日(土)	植栽及びくろくまの滝散策(鯨ヶ沢町)	20人
9月21日(土)	植栽及びくろくまの滝散策	「白神山地と赤石溪流の観光を考える会」

(2) モニタリング調査

抜き伐り箇所の子木の発生・生育状況を調査する。

(3) 種子による苗木生産について

- ・シードトラップにより種子を採取し、当年度播種と保存し翌年度播種する。
- ・23年度に播種した箇所(活動拠点2)及び本年度播種した箇所(活動拠点4)の状況を観察する。

(4) ボランティア団体等が実施する自然再生活動(植樹・育成等)において、技術安全指導等で支援する。

2 森林環境教育

(1) 森林教室、体験林業

日時	参加人数等	場所	内容
7月20日 ----- 21日	親子 12組 親子 12組	西目屋村	(別途説明)
8月31日	青森市内グループ	西目屋村	植栽 暗門の滝散策
9月5日	西海小学校5年生 24名	2057ぬ2林小班	植栽 くろくまの滝散策
9月6日	舞戸小学校4年生 41名	2057ぬ1林小班	植栽 くろくまの滝散策

(2) 自然観察会

イベント名	日時	募集人員	場所
「早春の花々が咲き誇る湖沼群を巡る」	5月25日(土)	30名	深浦町十二湖
「紅葉をみながら湖沼群を巡る」	10月23日(水)	30名	
	10月26日(土)	30名	

3 NPO等との連携

美化清掃活動など各種活動に積極的に参加・支援し、互いに情報交換しながら信頼と連携の向上を図る。

4 森林生態系保護地域の保全活動

- (1) 津軽森林管理署をはじめボランティア巡視員、グリーン・サポート・スタッフと連携した巡視活動を実施する。
- (2) 白神山地遺産地域連絡会議と連携した合同パトロールやマナー向上パンフの配布などを実施する。

5 希少動植物の保護

(1) クマゲラの生態調査

クマゲラの生息や営巣・ねぐら木の確認に努め、確認後は営巣・ねぐら木を監視カメラ等により撮影し、繁殖活動等を記録する。

(2) センサーカメラによる動物生息調査の実施

- ・白神八甲田緑の回廊の矢立峠に4月16日～5月29日まで設置し、ニホンカモシカを撮影した。
- ・自然再生モデル林（2060い1林小班）に、6月5日設置し、6月11日ニホンツキノワグマを撮影した。引き続き10月末まで設置する予定である。
- ・自然再生活動箇所（活動拠点4）に6月13日設置し、10月末まで設置する予定である。



5月17日 ニホンカモシカ



6月11日 ツキノワグマ

(3) 地域内固有種、希少種の植生状況確認

アオモリマンテマ、シラガミクワガタ、ツガルミセバヤ、トガクシショウマなどの植生状況調査を把握を行うとともに情報の収集を行う。

6 森林病虫害防止対策

(1) 松くい虫、ナラ枯れ防止対策

早期発見と速やかな対応を行うため、巡視活動の実施や関係機関との連携を図り、被害を防止する。

(2) ブナ葉食害等

ブナ葉の食害や病虫害、巡視活動を行うとともに、巡視員等との連携を図っていく。

著しい食害が発見された場合は、虫を捕獲又は写真撮影などの現地調査を行い、研究機関に依頼し、対応策等を講じる。

7 PR活動

(1) 広報誌の発行、HP

広報誌「津軽白神ふれあい通信」を毎月発刊し、関係機関等へ送付し、情報発信を行うするとともに、HPに掲載する。

(2) 活動展の開催

当森林生態系保全センターの活動をPRするため、2月から3月にかけて、青森市、つがる市において活動展を開催する。

東北森林管理局における白神山地世界自然遺産登録20周年事業について

1 はじめに

平成2年（1990年）、青森営林局と秋田営林局（現：東北森林管理局）は、自然環境の維持、野生動植物の保護、遺伝資源の保存等を目的として、白神山地（16,971ha）を「森林生態系保護地域」に設定し、永く後世まで保護していくこととしました。

この設定から3年を経た平成5年（1993年）に、森林生態系保護地域に設定した白神山地の国有林全域が、世界遺産条約に基づく世界自然遺産に登録されました。

平成25年（2013年）は、白神山地が世界自然遺産に登録されて20周年を迎えることから、「次世代を担う子供たち」や「白神山地を訪問したことがない人や、良さに触れたことがない人」に対して、

- ① 白神山地の素晴らしさ（＝世界遺産としての価値）を知っていただく
- ② 森林生態系を保護することについて体験し、学習していただく
- ③ 地域の活性化に寄与していく

ことをコンセプトとして、以下のとおり、登録20周年事業を展開することとします。

なお、事業の展開に当たっては、東北森林管理局の組織を活用し、地域の関係者と連携しながら、費用を極力かけない、いわゆる「手づくり方式」（職員実行）で実施していくこととします。

2 登録20周年事業について

(1) 「白神山地 THE ONLY ONE -2013年・世界自然遺産登録20周年-」 記念事業 開始オープニングセレモニー

東北森林管理局では、白神山地世界自然遺産登録20周年を記念して、平成25年に各種事業を展開していくこととしており、そのキックオフイベントとして、平成24年12月27日（木）にオープニングセレモニーを開催します。

オープニングセレモニーでは、多くの方に登録20周年を知っていただくために、東北森林管理局や管内の森林管理署等の庁舎に掲げる登録20周年を祝した横断幕の、除幕式を行います。

また、東北森林管理局や管内の森林管理署の車両に貼り付ける登録20周年を祝したマグネットシートもご披露します。

さらに、白神山地の保全管理に係るこれまでの取組や登録20周年事業についてご紹介します。

なお、東北森林管理局では、「白神山地 THE ONLY ONE -2013年・世界自然遺産登録20周年-」の標語を、名刺や封筒に記載していくこととします。

(2) 「白神山地 THE ONLY ONE -2013年・世界自然遺産登録20周年-」 フォーラム

かけがえのない世界自然遺産としての白神山地のすばらしさ・魅力を、青森・秋田両県の地元で白神山地と関わって様々な実践活動（自然探索、資源活用、調査研究等）を展開されている方々からお話をしていただき、白神山地の存在意義を再認識していただくとするフォーラムを、平成25年9月上旬（予定）に秋田市内で開催します。

(3) 白神山地ライブカメラの設置

白神山地は、山腹から山頂付近までブナを中心とする落葉広葉樹が大面積に分布しており、国内はもとより世界的に見ても極めて貴重な天然林であり、雄大な山岳景観や四季のコントラストは訪れる人々に感銘を与えてくれます。

このような白神山地の四季の移り変わりについて、これまで訪問したことがない人々にも気軽に楽しんでいただけるよう、東北森林管理局では、白神山地が一望できる青森県深浦町内に定点ライブカメラを新たに設置し、リアルタイムで画像を発信します。

(4) 白神山地周辺での森林環境学習の展開

① 藤里森林センター（秋田県藤里町）

東北森林管理局では、本年、秋田県藤里町の国有林内の岳岱（だけだい）自然観察教育林（ブナを主体とする天然林）のフィールドを活用して実施する「森林環境教育プログラム」や「散策ガイド」を新たに開発・作成しました。また、岳岱自然観察教育林内にウッドチップを敷き詰めたユニバーサルデザインの歩道も整備しました。

登録20周年を迎える平成25年においては、藤里森林センターでは、これらのプログラム等を活用しつつ、子供からお年寄りまでを含む幅広い年齢層を対象として、森林環境学習を展開していきます。

また、同センターでは、新たに、登録20周年を記念して参加者20名程度を公募して、秋田県八峰町・藤里町の二ツ森において「白神山地サンセット登山 in 二ツ森」を平成 25年9月15日（日）（三連休の中日）に開催します（好天時限定）。

この登山では、夕暮れの山岳風景写真の撮影を行いながら、日本海に沈む夕日などのすばらしさ、夕闇にたたずむ世界自然遺産の静けさを味わっていただきます。

② 津軽白神森林環境保全ふれあいセンター（青森県鯉ヶ沢町）

津軽白神森林環境保全ふれあいセンターでは、白神山地周辺（青森県側）の人工林で抜き伐りを行い、ブナ等の潜在植生を回復する自然再生活動を地域の関係者と連携しながら展開するとともに、自然観察会や巨樹・巨木巡り等の森林環境教育学習会を実施してきました。

登録20周年を迎える平成25年においては、これらに加え新たに、暗門の滝（西目屋村）等において、白神山地における生物の営みや森林の機能について学びながら、白神山地が世界遺産に登録された意義等を知っていただく森林環境学習会を、公募（小学生の親子を対象）により7月下旬に開催します。

③ 両センター共通

学校等からの要請に応じて、白神山地周辺での森林環境学習への講師派遣、フィールドの提供、現地案内等に対応してまいりますので、お気軽に御相談ください。

〔お問合せ先〕

藤里森林センター

〒103-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字大関添24-3 TEL：0185-79-1003

津軽白神森林環境保全ふれあいセンター

〒038-2754 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字米町25-2 TEL：0173-72-2931

(5) 全国から公募した1日ボランティアの参加による白神山地合同パトロールの実施

東北森林管理局では、白神山地の世界自然遺産としての価値を適切に保全していくため、平成9年度からボランティアとして「白神山地世界遺産地域巡視員」を委嘱するとともに、地元の関係行政機関等の協力を得つつ、これらの者が一堂に会して森林生態系の保護に係るパトロール活動（入山者に対するマナー等の指導、標識類等の補修など）を年に3回程度行ってきたところです。

今回、新たに、登録20周年を記念して、全国の方を対象とした「一日ボランティア巡視員」を公募して、地元の巡視員等と一緒に合同パトロール活動を行いつつ、森林生態系の保護の重要性について体験していただきます。

（夏休み期間中の平成25年8月3日（土）に、暗門の滝（青森県西目屋村）、ニツ森（秋田県八峰町・藤里町）などのコースで実施する予定です。）



平成25年6月5日

『森林環境学習会』開催について (募 集)

津軽白神森林生態系保全センター所長

日頃から、当センターの活動にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年12月をもちまして、白神山地は世界自然遺産登録20周年を迎えることから小学生親子を対象に記念事業といたしまして、『森林環境学習会』を下記のとおり計画し募集いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 実施日 プランA：7月20日(土) [鱒ヶ沢町 [海の駅わんど] 発8:00発～17:30着]
プランB：7月21日(日) [青森市 [青森市役所 柳川庁舎前] 発7:30発～18:00着]
2. 実施場所 西目屋地域 (白神山地ビジターセンター・暗門の滝周辺の国有林)
3. 参加対象 小学4年生以上の親子2名様、12組
4. 参加費 傷害保険料として、親子で200円
5. 申込方法 ご希望のプラン、住所、親子の氏名、お子さんの学年、電話番号を記入上、FAX又はハガキで、お申込ください。
*募集要領・応募用紙は「津軽白神森林生態系保全センター」のHP からダウンロードできます。
6. 募集期間 平成25年7月4日(木)17:00 まで。ハガキは、4日(木)の到着分まで。
※ 参加者多い場合は、抽選を行います。
7. 持ち物 お弁当・飲み物・森林の散策に適した靴・帽子・軍手・タオル・雨合羽・筆記用具 等
8. 主な内容 AM 白神山地ビジターセンター：森林や白神山地に関する学習及び展示室の内覧
PM 暗門の滝：ブナ林等の自然観察 (悪天候の場合は、木工教室を予定)
※ 暗門の滝が不通の場合は、散策コース等を変更します。

申し込み・問い合わせ先

東北森林管理局 津軽白神森林生態系保全センター

〒038-2754

TEL 0173-72-2931

青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字米町25-2

FAX 0173-72-2932

(担当：生態系管理指導官 鈴木 修)

白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会設置要領の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会設置要領 平成19年9月6日制定 <u>平成25年4月1日改正</u></p> <p>第1条から第5条 【略】</p> <p>〔その他〕 第6条 （1）協議会の事務は、主に東北森林管理局<u>技術普及課</u>において処理する。 （2） 【以下略】</p>	<p>白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会設置要領 平成19年9月6日制定</p> <p>第1条から第5条 【略】</p> <p>〔その他〕 第6条 （1）協議会の事務は、主に東北森林管理局<u>指導普及課</u>において処理する。 （2） 【以下略】</p>

もり
白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会設置要領

平成19年9月6日制定

平成25年4月1日改正

〔名称〕

第1条 本協議会の名称は、「白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会」(以下「協議会」という。)とする。

〔目的及び設置〕

第2条 協議会においては、白神山地森林生態系保護地域（世界遺産地域）周辺の保全管理及び自然再生活動、モニタリング調査等に係る事項について協議し、森林管理局長に提言することにより、この地域の円滑な管理運営を図ることを目的とする。

〔協議事項〕

第3条 協議会は、森林管理局長の求めに応じ、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 森林生態系保護地域周辺のNPO等と連携した自然再生活動及び森林環境教育等に関する事項
- (2) 松くい虫等の対策に関する事項
- (3) モニタリング調査に関する事項
- (4) その他森林管理局長が必要と認める事項

〔構成〕

第4条 協議会委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員は、学識経験者、地方公共団体関係者、NPO、ボランティア団体代表者等をもって構成する。
- (2) 委員は15名以内とする。任期は5年とし、再選は妨げない。

〔運営〕

第5条 委員会の運営は、次のとおりとする。

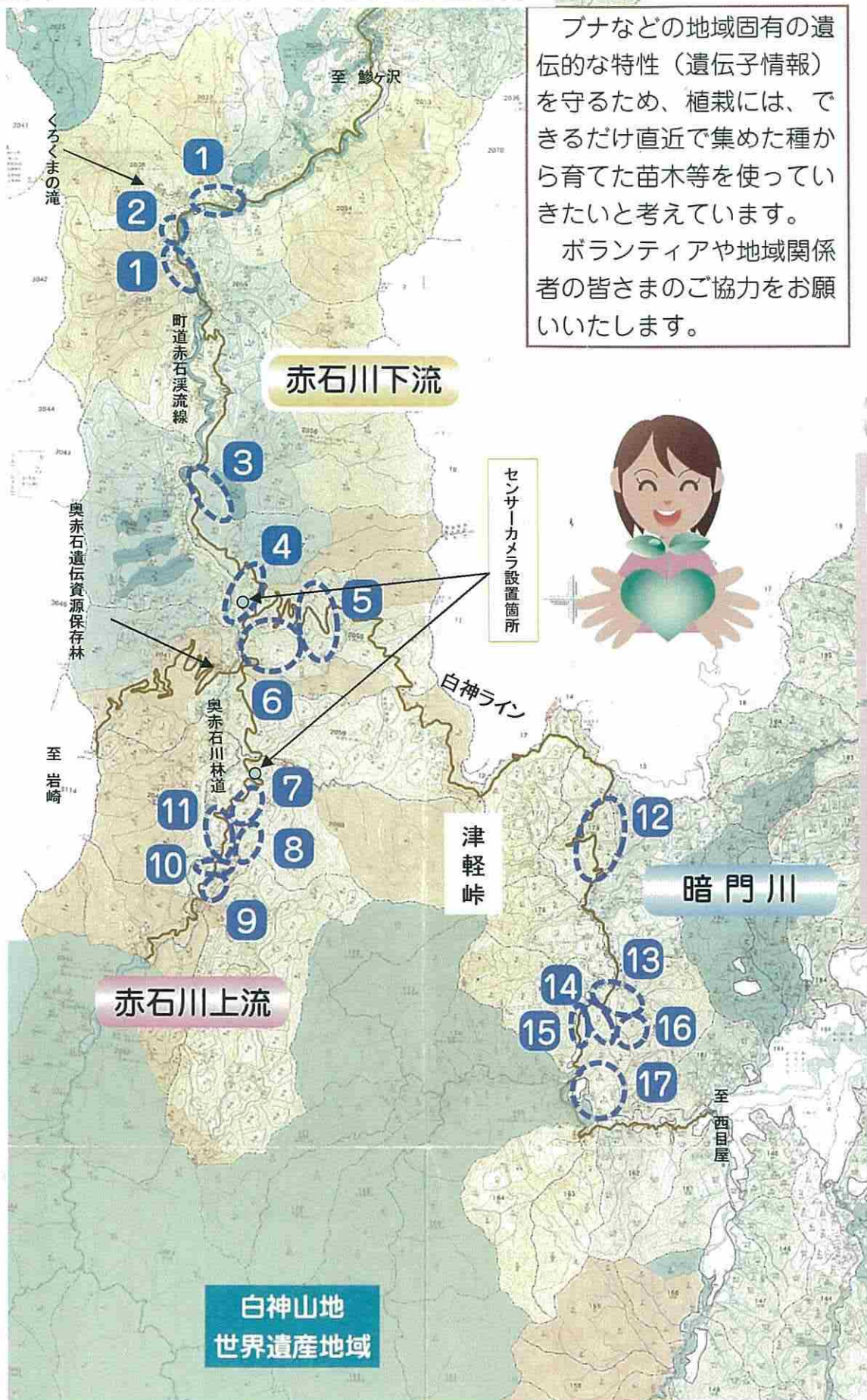
- (1) 協議会は、定例会年1回とし、必要に応じ臨時会を開催する。
- (2) 協議会の開催は、森林管理局長が召集する。
- (3) 協議会に座長を置く、座長は委員の互選による。
- (4) 座長は、協議会の議事を統括する。

〔その他〕

第6条

- (1) 協議会の事務は、主に東北森林管理局技術普及課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。
- (3) 協議会の委員は、森林管理局長が委嘱する。

位置図 1 [自然再生活動拠点箇所]



位置図2 [緑の回廊 センサーカメラ設置箇所]

